

令和8年第8回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和8年8月19日付を以って、同8月28日午後3時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第8回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名人の選任について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議案第5号 鹿嶋市地域計画の変更について

議案第6号 特定農地貸付承認について

議案第7号 農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想に係る意見について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地改良に伴う事業完了届について

報告第4号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第6号 農用地利用集積等促進計画の認可について

報告第7号 賃貸借の終了について

出席委員（13名）

1 番	出 頭 勝 美 君	2 番	笹 本 真由美 君
3 番	清 宮 茂 信 君	5 番	山 本 清 治 君
6 番	大 槻 勝 敏 君	8 番	今 村 太 一 君
10 番	笠 貫 順 一 君	11 番	野 口 嘉 徳 君
12 番	大 川 喜 美 君	13 番	日向寺 正 志 君
14 番	桐 澤 いづみ 君	15 番	田 口 茂 君
16 番	谷田川 延 秀 君		

欠席委員（1名）

7 番	橋 本 正 君
-----	---------

事務局職員出席者（4名）

事務局長兼課長	飯 塚 俊 行
事務局課長補佐	飯 島 優
事務局主幹	出 頭 隆 一
事務局主幹	小 林 優 真

農林水産課出席者（3名）

農林水産課長	寺 下 暢 彦
事務局主幹	篠 田 誠
事務局主事	熊 倉 涼 介

会 議 の 経 過

(開会 午後３時０３分)

議 長 ただいまの出席委員は、１３名であり「農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和８年第８回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本日の欠席委員でございますが、７番橋本正君より欠席する旨、届出がございました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第１「会期の決定について」は、本日１日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日１日限りと決定いたします。

次に、日程第２「議事録署名人の選任について」は、私から指名させていただきます。

５番山本清治君、６番大槻勝敏君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程第３，議案第１号ないし議案第８号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第２０条第２項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局員出頭隆一君。

事 務 局 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

番号１についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事

由につきましては、農業経営規模拡大のため、贈与により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、草刈機1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約14アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号2についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、耕運機1台、農作業に従事する日数は年間200日、農地の所有につきましては、自作地約39アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号3についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、コンバイン1台、農作業に従事する日数は年間175日、農地の所有につきましては、自作地約3アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号4についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、農用トラック2台、農作業に従事する日数は年間180日、農地の所有につきましては、自作地約469アール、貸付地約168アールでございます。申請地の作付け計画は、さつまいもを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号5についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しよ

うとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、軽トラック1台、農作業に従事する日数は年間160日、農地の所有につきましては、自作地約423アール、貸付地約48アールでございます。申請地の作付け計画は、さつまいもを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号6についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、軽トラック1台、農作業に従事する日数は年間160日、農地の所有につきましては、自作地約423アール、貸付地約48アールでございます。申請地の作付け計画は、さつまいもを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議 長 番号1須賀地内案件について、16番谷田川延秀君にお願いします。

16番 はい、16番谷田川です。番号1についてですが、現地調査は26日に行いました。両方とも稲作に利用されており、優良農地であり許可相当でありますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。次に番号2志崎地内案件及び番号3武井地内案件について、6番大槻勝敏君にお願いします。

6番 6番大槻です。8月26日に現地調査をした結果を報告いたします。番号2、番号3について両方とも稲作を作っており問題ないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 次に番号4角折地内案件及び番号5小山地内案件について、担当地区委員の橋本正君が欠席のため事務局から報告をお願いします。

事務局 議案第1号番号4ないし番号5の案件について、橋本正委員より現地調査の報告を承っておりますので代読いたします。

現地調査日は8月25日火曜日でございます。番号4につきましては、草木が生い茂っていましたが、草刈等適切に維持管理を行えば農地として利

用することに問題ないと思料いたします。番号5につきましては、ロータリーにより適正に整備されており農地として特段問題はないと思料いたします。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 次に番号6 清水地内案件について、2 番笹本真由美君にお願いします。

2 番 はい、2 番笹本です。番号6 の現地調査の結果をご報告いたします。調査日は8月26日水曜日でございます。現地はさつまいも畑に隣接しており何ら問題はないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいまの事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」番号1ないし番号6については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は住宅の宅地拡張でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、本案件の土地には、すでに塀が設置されておりますことから、始末書の添付がされております。地域計画区域につきましては、令和8年7月31日付けで除外されております。

続きまして番号2について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございま

す。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ及び系統連系受電サービス料金のご案内の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年6月3日付けで除外されております。

続きまして番号3について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ写し及び系統連系受電サービス料金のご案内の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年7月31日付けで除外されております。

最後に番号4について、転用目的は砂利採取による一時転用でございます。農地の区分は、土地改良事業が施行された広がりのある農用地区域内農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域証明書が添付されており、施設概要ですが、面積は農地13,254平方メートルで、掘削する深さは10メートルであり、採取する掘削量は、砂・砂利が84,570立方メートル、表土が11,335立方メートルとなっております。埋立土砂については鹿嶋市和地内の土砂を搬入する計画です。被害防除ですが、防護柵、危険表示等の設置、定時始業、終業時巡回を行う計画です。また、雨水は敷地内の採取池に流入させ、境界沿いの表土はよく締め固めて築堤として使用する計画です。他法令等の調整ですが、鹿嶋市長より農地等の一時転用許可申請に係る意見書、砂利採取事業に伴う大型車両通行

に係る道路使用許可書の写しが添付されております。砂利採取については、令和8年8月4日付け茨城県鹿行県民センターへ提出した砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長　なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

2番笹本真由美君。

2番　はい、2番笹本です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、8月17日月曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、田口委員そして私と事務局より飯島課長補佐、小林主幹の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号4につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長　ご苦労様でした。ただいまの事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。地元委員さんご意見ございませんか。

議長　それではお諮りいたします。

議案第2号について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長　異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」番号1ないし番号4については、原案のとおり許可することといたします。なお、議案第2号番号4につきましては、転用面積が30アールを超えますので、改正農地法第5条第3項において準用する農地法第4条第5項の規程に基づき、（一般社団法人）茨城県農業会議常設審議委員会の意見を聴取することを事務局に命じます。

議長　次に議案第3号「農地法第5号の規定による許可後の事業計画変更申請」

についてを付議します。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1でございます。目的は砂利採取一時転用による期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の期間が令和7年10月3日から令和8年10月2日までとなっておりましたが、埋め戻しが終わらなかったため、認可日から令和9年10月2日まで、期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市施設管理課へ大型車両通行にかかる市道使用許可申請書の写し及び令和8年7月7日付けで受付されております茨城県鹿行県民センターへ提出した「採取計画認可申請書」写しが添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

2番笹本真由美君。

2番 笹本です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ申請内容等、特に問題ないことから承認できるものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さんご意見ございませんか。

議長 それではお諮りいたします。

議案第3号については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第３号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請」番号１については、原案許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和８年８月１０日付け、鹿嶋市長より農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第２項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 次に農林水産課に説明を求めます。

課長寺下暢彦君。

課 長 議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

２５ページをお願いいたします。まず貸借期間３年未満の土地についてご説明いたします。畑の新規について１筆面積は１，８５８平方メートルとなっております。次に貸借期間６年から１０年の土地についてご説明いたします。まず新規ですが、田について６筆６，４５２平方メートル、畑について９筆３３，１４０平方メートル、合計１５筆３９，５９２平方メートルとなっております。次に再設定ですが、まず田について８０筆１１７，０２１平方メートル、畑について３筆３，９５８平方メートル、合計８３筆の１２０，９７９平方メートルとなっており、新規・再設定の田の小計は８６筆１２３，４７３平方メートル、畑の小計は１２筆３７，０９８平方メートルで小計９８筆１６０，５７１平方メートルとなっております。これら新規と再設定の合計ですが、田については合計８６筆１２３，４７３平方メートル、畑につ

いては合計 13 筆の 38,956 平方メートル、合わせて 99 筆 162,429 平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第 4 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第 5 号「鹿嶋市地域計画の変更について」を付議いたします。
はじめに事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 議案第 5 号「農業経営基盤促進法第 19 条第 1 項に記載された地域計画の変更に対する意見について」ご説明いたします。

令和 8 年 8 月 10 日付け鹿嶋市長より鹿嶋市地域計画変更について農業委員会の意見を求められております。いずれも農地転用に係る要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 農林水産課に説明を求めます。

課長寺下暢彦君。

課長 議案第 5 号「農業経営基盤促進法第 19 条第 1 項に記載された地域計画の変更に対する意見について」ご説明いたします。

31 ページをお願いいたします。今回変更される地域計画の変更は、記載の 6 地区となります。計画変更の内容は、区域内面積の変更となります。まず、鹿島 2 地区ですが、畑 0.095 ヘクタールを減少し、区域内面積を 150.6 ヘクタールに変更となります。変更する理由につきましては、地区におきまして農地転用の事案が生じたためでございます。32 ページをお開き願います。表の NO. 1 および NO. 2 の内容となっており、鹿島 2 地区におきましては田谷地内での太陽光発電施設が転用目的となっております。

次に鹿島４地区ですが、畑０．０９９ヘクタールを減少し、区域内面積を１１７．０ヘクタールに変更となります。変更する理由につきましては、地区におきまして農地転用の事案が生じたためでございます。３２ページをお開き願います。表のＮＯ．３の内容となっており、鹿島４地区におきましては宮中地内での太陽光発電施設が転用目的となっております。

次に鹿島６地区ですが、田０．０７７ヘクタールを減少し、区域内面積を１８３．２ヘクタールに変更となります。変更する理由につきましては、佐田地区におきまして農地転用の事案が生じたためでございます。３２ページをお開き願います。表のＮＯ．４の内容となっており、鹿島６地区におきましては佐田地内での農業用作業施設が転用目的となっております。

次に大野１地区ですが、畑０．０５０ヘクタール減少し、区域内面積を１５２．６ヘクタールに変更となります。変更する理由につきましては、こちらも地区において農地転用の事案が生じたためでございます。３２ページをお開き願います。表のＮＯ．５の内容となっており、大野１地区におきましては大小志崎地内での自己用住宅が転用目的となっております。

次に、大野３地区ですが、畑０．０５０ヘクタールを減少し、区域内面積を２３０．８ヘクタールに変更となります。変更する理由につきましては、こちらも地区において農地転用の事案が生じたためでございます。３２ページをお開き願います。表のＮＯ．６およびＮＯ．７の内容となっており、大野３地区におきましては荒野地内での自己用住宅が転用目的となっております。

次に、大野５地区ですが、田０．００４ヘクタールを減少し、区域内面積を３０５．５ヘクタールに変更となります。変更する理由につきましては、こちらも地区において農地転用の事案が生じたためでございます。３２ページをお開き願います。表のＮＯ．８の内容となっており、大野５地区におきましては棚木地内での売買が転用目的となっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第５号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案５号「鹿嶋市地域計画の変更について」は、原案の

とおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号「特定農地貸付承認について」を付議いたします。

農林水産課に説明を求めます。

課長寺下暢彦君。

課長 議案第6号「特定農地貸付承認について」ご説明いたします。

39ページをお願いいたします。こちらは、新たに市民農園を開設することに伴いまして、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについて必要書類を添えて提案するものです。まず1の申請内容ですが、大字宮中字新町附2067番2に三笠市民農園を新設するものです。次に2の特定農地貸付けの用に供する農地の位置及び付近の状況を表示する図面ですが、こちらにつきまして40ページを参照願います。まず、三笠市民農園位置図にありますように、当該市民農園の場所は、市営三笠山団地の近くの赤い表示の場所となっております。次に担当栽培指導員ですが、現在、新たな指導員を募集しているところであるため、当面の間は無しとしております。次に区画図ですが、三笠市民農園につきましては、16区画を用意し、1区画あたり40平方メートル、賃料は年間3,000円で、9月より募集をかけて10月の開園を目指しております。次に3.その他としまして、特定農地貸付規程につきましては41ページにありますように、特定農地貸付法第2条第2項の要件であります「10アール未満」や「営利を目的としない農作物の栽培」、「貸付期間が5年を超えないこと」といった必要要件を満たした内容となっております。

適正な農園運営に努めてまいりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ご苦労様でした。ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号について、「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定により」原案のとおり三笠市民農園の新設を承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案6号「特定農地貸付承認について」は、原案のとおり

り承認といたします。

議長 次に議案第7号「農業振興地域整備計画変更に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 議案第7号「農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。令和8年8月10日付け、鹿嶋市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定に基づく農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会の意見を求められております。番号1ないし番号4について、農業振興地域の整備に関する法律第13条3項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 次に農林水産課に説明を求めます。

課長寺下暢彦君。

課長 議案第7号「農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。

45ページをお願いいたします。まず、農業振興地域ですが、県が法律に基づき指定した地域で、優良な農地を守り有効に活用することを目的とした農地のことを指しております。その農業振興地域のうち、農用地区域ですが、農業振興地域の中でも、特に集団的な農地や土地改良事業を実施した区域など、将来にわたり農業利用を確保すべき土地です。そのため、原則として農業以外の目的には使用できません。しかしやむを得ない事情により、農用地区域内の土地を農業以外の目的に利用する場合に必要な指定解除の手続きとしまして、本日、委員のみなさまにご審議いただく農振除外案件として全4件でございます。用途の内訳ですが、自己用住宅1件、集会所1件、農家住宅1件、資材置場1件となっております。これらの内容につきまして、ご説明いたします。まず番号1ですが、申請者は、●●●●さんです。申請地は、荒野字前畑●●●●番1筆で、荒野台駅の南東約700メートルに位置しております。申請面積は499平方メートルで、申請理由は、申請者の自己用住宅を建設するためです。

続きまして番号2ですが、申請者は、●●●●です。申請地は、小宮作字

川坪●●●●番1筆で、海賢寺の北約150メートルに位置しております。
申請面積は、1,463平方メートルで、申請理由は、小宮作区の集会所を
建設するためです。

続きまして番号3ですが、申請者は、●●●●です。申請地は、小山字北
●●●●番及び●●●●番で、荒野台駅の南東約750メートルに位置して
おります。2つの筆を分筆し、申請面積は992.29平方メートルです。
申請理由は、申請者が農家住宅を建設するためです。

続きまして番号4ですが、申請者は、●●●●です。申請地は、明石字南
●●●●番で、波野小学校の北東約450メートルに位置しております。申
請面積は、616平方メートルです。申請理由は、申請者が建設会社であり、
会社の資材置場の用にするためです。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議長 議案第7号番号1ないし番号4については、原案のとおり承認することに
ご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第7号「農業振興地域整備計画変更に対する意見に
ついて」は、異論なしといたします。

議長 次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想に係る意見
について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

補佐 本議案は、令和8年8月3日付け鹿農林第252号にて鹿嶋市長より鹿嶋
市農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想を策定したいので、農業経
営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により意見を求められたため、本委
員会として回答するものです。

基本構想の案につきましては、議案書に先立ちまして配布させていただきました。
意見につきましては、8月17日を期限としまして農業委員会事務局
にて集約を行い、今回の議案としたものです。いただきました意見につ
きましては、害獣対策や関係機関の追記など議案書議案第8号の中段2.委員

会の意見(案)のところに記載をしております。また、基本構想案への意見ではなく要望としてあげられたものについては、３．付帯意見（要望事項）とし、記載をしているところです。

議案の説明は以上でございます。

基本構想の詳細や今後の流れにつきましては、農林水産課より説明いたします。

議長 次に農林水産課に説明を求めます。

課長 寺下暢彦君。

議長 農業経営基盤強化促進基本構想につきましては、事前に委員の皆様には資料を送らせて頂いておりますが、改めて簡単にご説明致します

まず、基本構想についてですが、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村が策定する農業振興のための総合計画であります。国の指針や茨城県の方針に即し、本市における農地利用のあり方や地域で育成すべき農業者（認定農業者・認定新規就農者など）の目標所得・認定基準などを定めます。次に、今回の策定の理由ですが、令和８年３月に茨城県の基本方針が改定されたため、本市においても県の方針に合わせつつ、市内の営農状況に即した新たな基本構想を策定する必要があります。

次に基本構想で定める主な内容ですが、法律に基づき、主に次の６つの項目を規定します。

①農業経営の強化目標：地域農業の目指すべき姿や目標

②農業経営の指標：営農タイプ別の標準的な経営目標（経営規模、生産方式、所得指標など）

③新規就農者の目標指標：新たに農業を始める青年等が目指すべき経営指標

④担い手の確保・育成：農業の後継者や新規就農者の育成方針

⑤農地の集積・利用目標：効率的な農地利用と担い手への農地集約化の目標

⑥事業の促進事項：協議の場の設置基準，農地利用改善事業の基準，農作業委託の促進など

となっております。

次に、今後の流れについてご説明いたします。まず、本日の第８回農業委員会総会におきまして基本構想の意見伺いに対する回答をいただき、本日から９月初旬にかけて、いただいたご意見を必要に応じて基本構想に反映

させてまいります。そして9月中旬において、基本構想に農業委員会・農協からの回答を付して、県と同意協議を進めてまいります。そして次回の9月の総会におきまして、ご意見を反映した基本構想の報告をさせていただきます。その後、9月末において県からの同意書受領し、9月末から10月頭に基本構想の策定・公告を進めてまいります。主な流れは以上となります。

今回頂きましたご意見を本市の基本構想に反映し、次回改めましてご報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第8号については、説明のとおり回答することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第8号「農業経営基盤促進法に基づく基本構想に係る意見について」は、異議なしといたします。

議長 続いて、日程第4報告第1号ないし報告第7号についてであります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」ないし報告第7号「賃貸借の終了について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

この報告について、ご意見ご質問はありませんか。

16番 はい、議長。

議長 16番谷田川延秀君。

16番 はい、16番谷田川です。報告第7号ですが、中間管理機構から賃貸借の解除する農用地等一覧ということで書かれておりますが、今までは合意解約ということで報告されていたかと思いますが、これは一覧で一括で解約がなされてるのですが、これについてはどういう内容か教えていただきたいと思

議長 事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 ご説明いたします。先ほど谷田川委員より言われましたとおり、一般的な農地の賃貸借契約の解約は双方の合意のもと合意解約が成立するわけですが、今回の第7号につきましては、農地中間管理機構に貸したいという意向

の貸し手が貸付希望申請書を農地中間管理機構に提出する貸し手と中間管理機構のみの契約であり、その後借り手が見つからない場合には、職権によって地権者と機構の契約が解約されるという案件になります。契約期間としましては1年程度となっており期間内に借り手が見つからなかったため契約解除となりました。

説明は以上です。

16番 はい、議長。

議長 16番谷田川延秀君。

16番 はい、内容は分かりました。場所が●●●の地区かどうか、みな土地改良区内なのか分かりますか。

事務局 今回リストに入っているものは、大半は●●●に入っております。しかしながら、●●●以外の所もありますので、一概に●●●の所が貸してだめだったから解除されたということではありません。

16番 はい、議長。

議長 16番谷田川延秀君。

16番 ありがとうございます。

議長 他にご意見ご質問はありませんか。

議長 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。以上をもちまして、令和8年第8回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時55分)

上記のとおり会議のてん末を記録し，署名する。

鹿 嶋 市 農 業 委 員 会 長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人
